

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
11月17日
(金曜日)

目次

告示

結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課).....一

家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課).....一

保安林予定森林(阿東町)(森林整備課).....二

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....二

道路の区域の変更(道路整備課).....三

道路の供用の開始(道路整備課).....三

道路の位置の指定(建築指導課).....四

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....四

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....五

国営農地再編整備事業(豊北地区細井換地区)(農村整備課).....五

国営農地再編整備事業(豊北地区安崎上換地区)の換地処分(農村整備課).....五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....六

雑報

県報の正誤(平成十八年八月四日山口県規則第二百一十七号).....六

山口県告示第六百十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。



平成十八年十一月十七日

名 称 所 在 地

藤本内科・神経内科クリニクス 宇部市則貞五丁目五番七号

坂本耳鼻咽喉科医院 山口市道場門前二丁目四番一三三号

周南市熊北診療所 周南市大字八代八一九

有限会社遠藤中央薬局 山口市道場門前一丁目三番一〇号

有限会社遠藤中央薬局下市支店 " 下市町一番六号

有限会社わかば調剤薬局 萩市大字椿三四三五の三

山口県知事 二井 関成

山口県告示第六百十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

病名	種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ一ネ病	牛(ホルスタイン種)	患畜	一	下関市豊田町大字稻光	平成一八、一一、七

山口県告示第六百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

阿武郡阿東町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

三 水源のかん養
指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 起業者の名称
光市
- 二 事業の種類
光市三島温泉健康交流施設建設事業
- 三 起業地
 - (一) 収用の部分
光市三井六丁目地内
 - (二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
 - (一) 法第二十条第一号関係
光市三島温泉健康交流施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十三条第二十二号に掲げる施設に関するものである。
 - (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である光市は、一般会計により予算措置を講じていることが

ら、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
(三) 法第二十条第三号関係

- ア 本件事業の施行により得られる利益は、住民が温泉及びその周辺の自然環境を利用することができる施設を整備することにより、住民の健康の増進が図られることである。
 - イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。
 - ウ 本件事業の起業地は、温泉源の近隣であること等を条件として、二案について比較検討した上で選定されている。
 - エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。
 - オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。
- (四) 法第二十条第四号関係
- 本件事業は、温泉及びその周辺の自然環境を利用して住民の健康の増進を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。
- 五 起業地を表示する図面の縦覧場所
光市福祉保健部福祉課
 - 一 起業者の名称
社会福祉法人大和福祉会
 - 二 事業の種類
グループホーム悠楽苑建設事業
 - 三 起業地
 - (一) 収用の部分
周南市大字中須南字鎌田地内
 - (二) 使用の部分
なし
 - 四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

グループホーム悠楽苑建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第二十三号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である社会福祉法人大和福祉会は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行うことを目的の一として定款に定め、かつ、借入れ等により本件事業に要する資金を調達していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、認知症である高齢者が家庭的な環境における共同生活及び地域住民との交流を通じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する施設を整備することにより、起業者及びその周辺地域に係る高齢者の福祉の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業者の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業者は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業者の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、認知症である高齢者が家庭的な環境における共同生活及び地域住民との交流を通じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する施設を整備することにより、起業者及びその周辺地域に係る高齢者の福祉の向上を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

起業者を表示する図面の縦覧場所
周南市健康福祉部福祉介護課

山口県告示第六百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年十一月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 給島櫛ヶ浜停車場線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備 考
	新	旧	最狭	最広	延	長	
周南市大字大島字坂田八の二地先から 同市大字栗屋字二葉屋開作一〇四一 の四一地区まで	新	旧	最狭 二・三・八 最広 二・三・四	最狭 二・三・八 最広 二・三・四	延 四二・八	長 	
周南市大字大島字坂田八の二地先から 同市大字栗屋字坂田開作一〇一三の 三地区まで	新	旧	最狭 一・六・三 最広 一・六・二	最狭 一・三・三 最広 一・三・〇	延 一八五・〇	長 	
			最狭 一・九・八 最広 一・六・二	最狭 一・三・〇 最広 一・三・〇	延 一八五・〇 及び 一八〇・〇	長 	ダブルウェイ

山口県告示第六百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年十一月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県道
給島榊ヶ浜
停車場線

周南市大字大島字坂田八の一地从から
同市大字栗屋字二葉屋開作一〇四一の四一地从先まで
周南市大字大島字坂田八の一地从先から
同市大字栗屋字坂田開作一〇一三の三地从先まで

平成十八年十一月十八日

山口県告示第六百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市瑞穂町四丁目六九三の五及び六九三の五地先	四・〇	三〇・一	一二五・九七

山口県告示第六百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の五第一項の規定により、山口県小郡警察署庁舎新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県小郡警察署庁舎新築工事

- (一) 工事場所 山口市小郡下郷字経塚地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
構	延 べ 面 積

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上四階建

二、六九七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年十一月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年十二月四日から同月五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十二月十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(五七七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成十六年四月三十日から平成十八年三月二十日まで	萩市地籍図	三見及び大字山田の各一部
防府市	平成十七年五月十二日から平成十八年七月二十四日まで	防府市地籍図	大字鈴屋の一部
豊田町	平成十三年六月五日から平成十六年二月二十三日まで	豊田町地籍図	大字八道の一部

二 認証年月日

平成十八年十一月十七日

(五七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月七日山口県公告(三七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市

から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十一月十七日から同年十二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西岐波店

所在地 宇部市大字西岐波一五六一の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月七日山口県公告(三七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十一月十七日から同年十二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ柳井

所在地 柳井市柳井四六八七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八〇) 国営農地再編整備事業(豊北地区細井換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区細井換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日
平成十八年十月二十四日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業（豊北地区細井換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

（五八一）国営農地再編整備事業（豊北地区安崎上換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区安崎上換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日
平成十八年十月三十一日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業（豊北地区安崎上換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

（五八二）開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市島田七丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市虹ヶ丘一丁目九番一五号
有限会社ニッセイ地所

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市大字浅江字大蔵

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市浅江二丁目三番一五号

中野 千枝

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字小野田字七ヶ松

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字小野田三三二六番地

松尾 恭吉

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字坂ノ下式ノ割

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡平生町大字平生村八五四番地の四

関本 進



正 誤

平成十八年八月四日山口県規則第百二十七号（山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行	誤	正
一	下	二	「返還」を「修学資金の返還及びその利息の支払」	「返還の。」を「修学資金の返還及びその利息の支払の。」

平成十八年十一月十七日印刷
平成十八年十一月十七日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）